

品川区防災士資格取得費用助成金交付要綱

制定 令和7年3月24日 区長決定

要綱第46号

(目的)

第1条 この要綱は、防災士の資格を取得する者に、当該資格を取得するために要する費用を助成することにより、地域防災の担い手の育成を促進するとともに、地域防災力の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士 「自助」・「共助」・「協働」を原則として、地域社会の様々な場で、減災および地域防災力を高める活動が期待され、かつ、そのために十分な意識、知識および技能を有する者として、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「防災士機構」という。）の認証登録（以下「認証登録」という。）を受けた者をいう。
- (2) 防災士研修センター等 防災士機構が認定した研修機関で、かつ、防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座（以下「講座」という。）を行う機関をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成の対象となる者は、品川区内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 25歳以下であって、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）として認可された高等学校、専門学校、大学、大学院等の教育機関に通学する者
- (2) 第5条の規定により申請した日（以下「申請日」という。）の属する年度において認証登録を受けた者
- (3) 防災士の資格を取得した後、しながわ防災学校「防災区民組織コース」の受講、地域での防災訓練その他防災に関する区の活動に積極的に協力する意思のある者
- (4) 防災士の資格の取得に関し、他の助成制度による財政的支援を受けていない者または受ける予定がない者

(助成対象経費および助成金の額)

第4条 助成の対象経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

- (1) 防災士研修センター等が実施する講座の受講料
- (2) 防災士機構が実施する防災士資格取得試験の受験料
- (3) 防災士機構の防災士認証登録料

2 助成金の額は、前項各号に掲げる助成対象経費の合計額とし、4万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、毎年度区が指定する期間に、品川区防災士資

格取得費用助成金交付申請書兼同意書（第 1 号様式）に生徒手帳または学生手帳の氏名、身分等の本人確認ができる書類の写しその他区長が必要と認める書類を添えて申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、1 人につき 1 回限りとする。

（助成金の交付決定）

第 6 条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは品川区防災士資格取得費用助成金交付決定通知書（第 2 号様式）により、不適当と認めるときは、品川区防災士資格取得費用助成金交付申請却下通知書（第 3 号様式）により、当該申請者に通知する。

2 区長は、前項の規定による交付決定に際し、条件を付することができる。

3 助成金の交付の申請をする者が募集人数を超える場合は、抽選により交付対象者を決定する。

（実績報告）

第 7 条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、防災士機構に防災士認証登録をされたときは、速やかに品川区防災士資格取得費用助成金交付実績報告書兼請求書（第 4 号様式）に防災士認証状または防災士証の写しおよび受講料が確認できる書類を添えて、区長に提出し、本事業に係る実績報告および助成金の請求（以下「実績報告等」という。）をするものとする。

（助成金の額の確定および交付）

第 8 条 区長は、前条の規定による実績報告等があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、品川区防災士資格取得費用助成金額確定通知書（第 5 号様式）により交付決定者に通知するとともに、当該確定に係る助成金を速やかに交付するものとする。

（助成金の交付）

第 9 条 区長は、助成金を、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 10 条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 申請日の属する年度内に防災士認証登録を受けることができないとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (4) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 交付決定者が取消しの意思表示をしたとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、速やかに品川区防災士資格取得費用助成金交付決定取消通知書（第 6 号様式）により、当該交付決定者に通知するものと

する。

(助成金の返還)

第11条 区長は、前条の規定により取消しをした場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金を交付しているときは、品川区防災士資格取得費用助成金交付返還請求書(第7号様式)により交付決定者に対し期限を定めてその返還を命じるものとする。

(助成金を受けた者の責務)

第12条 助成金を受けた者は、次に掲げる事項の実施に協力するものとする。

- (1) 災害発生時の避難施設開設および運営等に係る支援
- (2) しながわ防災学校「防災区民組織コース」の受講、地域での防災訓練その他防災に関する区の活動への参加

(協力依頼)

第13条 区長は、交付決定者に対し、防災に関する区の活動について協力を要請することができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、防災まちづくり部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 あて

（申請者）

住所：〒

氏名：

電話番号：

品川区防災士資格取得費用助成金交付申請書兼同意書

品川区防災士資格取得費用助成金交付要綱第5条に基づき、次のとおり申請します。

1 交付申請額

円

2 添付資料

- ・ 防災士資格を取得しようとする学生の生徒手帳の氏名、身分等を確認できる部分の写し
- ・ 区内在住であることが確認できる書類の写し（マイナンバーカード、住民票等）

同 意 書

私は、品川区学生防災士資格取得費用助成金交付申請を行うにあたり、次のことについて同意します。

- 1 災害時、品川区内の避難所等の開設および運営に支援・協力すること。
- 2 防災士資格取得後、しながわ防災学校「防災区民組織コース」の受講、地域での防災訓練その他防災に関する区の活動に協力すること。
- 3 防災士資格を取得した旨の情報を、区長が防災機関等に提供する場合があること。

氏名（本人自署）

裏面もご記入ください。

第1号様式（第5条関係）

日付は空欄をお願いします。

年 月 日

品川区長 あて

（申請者）

住所：〒140-8715

品川区広町 2-1-36

氏名：品川 太郎

電話番号：03-0000-△△△△

品川区防災士資格取得費用助成金交付申請書兼同意書

品川区防災士資格取得費用助成金交付要綱第5条に基づき、次のとおり申請します。

1 交付申請額

38,500 円

<助成対象経費>

- (1) 防災士研修講座の受講料
- (2) 防災士資格取得試験の受験料
- (3) 防災士認証登録料

上限 40,000 円

2 添付資料

- ・ 防災士資格を取得しようとする学生の生徒手帳の氏名、身分等を確認できる部分の写し
- ・ 区内在住であることが確認できる書類の写し（マイナンバーカード、住民票等）

上記2点の書類を
同封してください。

同 意 書

私は、品川区学生防災士資格取得費用助成金交付申請を行うにあたり、次のことについて同意します。

- 1 災害時、品川区内の避難所等の開設および運営に支援・協力すること。
- 2 防災士資格取得後、しながわ防災学校「防災区民組織コース」の受講、地域での防災訓練その他防災に関する区の活動に協力すること。
- 3 防災士資格を取得した旨の情報を、区長が防災機関等に提供する場合があること。

氏名（本人自署）

品川 太郎

裏面もご記入ください。

◆本助成に応募した理由や防災士資格取得後どのように活かしていくか等、自由に記入ください。

[illegible]

第 年 月 号
年 月 日

様

品川区長 印

品川区防災士資格取得費用助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました品川区防災士資格取得費用助成金について、下記のとおり決定しましたので品川区防災士資格取得費用助成金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

交付決定額	円
氏名	
住所	

（助成条件）

- 1 本制度を利用し交付された助成金は、助成目的のとおり使用し、他の目的に使用しないでください。目的外の使用が認められた場合は、助成金を返還していただくことがあります。
- 2 次のいずれかに該当した場合は、助成を取り消すことがあります。
- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 区長が助成金の交付決定に際して付した条件に違反したとき。
 - (3) その他、品川区防災士資格取得費用助成金交付要綱の規定に違反する等、区長が助成の交付について不適当であると認める事由が生じたとき。

第3号様式（第6条関係）

第 年 月 日

様

品川区長 印

品川区防災士資格取得費用助成金交付申請却下通知書

年 月 日付で申請のありました品川区防災士資格取得費用助成金について、下記のとおり交付申請を却下しましたので通知します。

記

却下理由	
氏名	
住所	

年 月 日

(申請者)

氏名：

電話番号：

年 月 日付第 号で交付決定を受けた品川区防災士資格取得費用助成金の実績について、品川区防災士資格取得費用助成金交付要綱第7条に基づき下記のとおり報告します。なお、助成金の交付確定があった場合は、同要綱第9条の規定により、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

年 月 日

年 月 日

4 助成金の額

(1) 交付決定額 円

(2) 請求額 円

金融機関	銀行・農協 金庫・信用組合		店 出張所						
	普通 ・ 当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

日付は空欄でお願いします。

年 月 日

住所：〒140-8715

氏名：晶川 太郎

電話番号：03-0000-△△△△

空欄で
お願いします。

品川区防災士資格取得費用助成金交付実績報告書兼請求書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた品川区防災士資格取得費用助成金の実績について、品川区防災士資格取得費用助成金交付要綱第7条に基づき下記のとおり報告します。なお、助成金の交付確定があった場合は、同要綱第9条の規定により、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

令和〇年 11月 4日

令和〇年 11月 10日

4 助成金の額

(1) 交付決定額	38,500	円
-----------	--------	---

(2) 請求額	38,500	円
---------	--------	---

「交付決定通知書」に記載の額

請求する額

5 振込先

金融機関	(例)みずほ		銀行・農協 金庫・信用組合		〇〇支 店 出張所						
	普通・当座		口座番号	1	2	3	4	5	6	7	
フリガナ	シナガワ タロウ										
口座名義	品川 太郎										

第 5 号様式（第 8 条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

品川区長 印

品川区防災士資格取得費用助成金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました品川区防災士資格取得費用助成金について、下記のとおり助成金の額を確定しましたので品川区防災士資格取得費用助成金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

交付確定額	円
氏名	
住所	

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

第 年 月 日

様

品川区長



品川区防災士資格取得費用助成金交付決定取消通知書

年 月 日付で申請を受け、 年 月 日付で品川区防災士
資格取得助成金交付決定通知書を送付いたしましたが、下記のとおり交付決定を取り
消しましたので通知します。

記

取消事由	
氏名	
住所	

第 7 号様式（第 1 1 条関係）

年 月 日

様

品川区長

印

品川区防災士資格取得費用助成金交付返還請求書

品川区防災士資格取得費用助成金交付取消通知書の通知により、品川区防災士資格取得費用助成金交付要綱第 1 0 条の規定に該当すると認められたため、下記のとおり返還を求める。

記

- 1 返還請求内容

助 成 金

円
- 2 返還期限

年 月 日